

中央市災害廃棄物処理計画

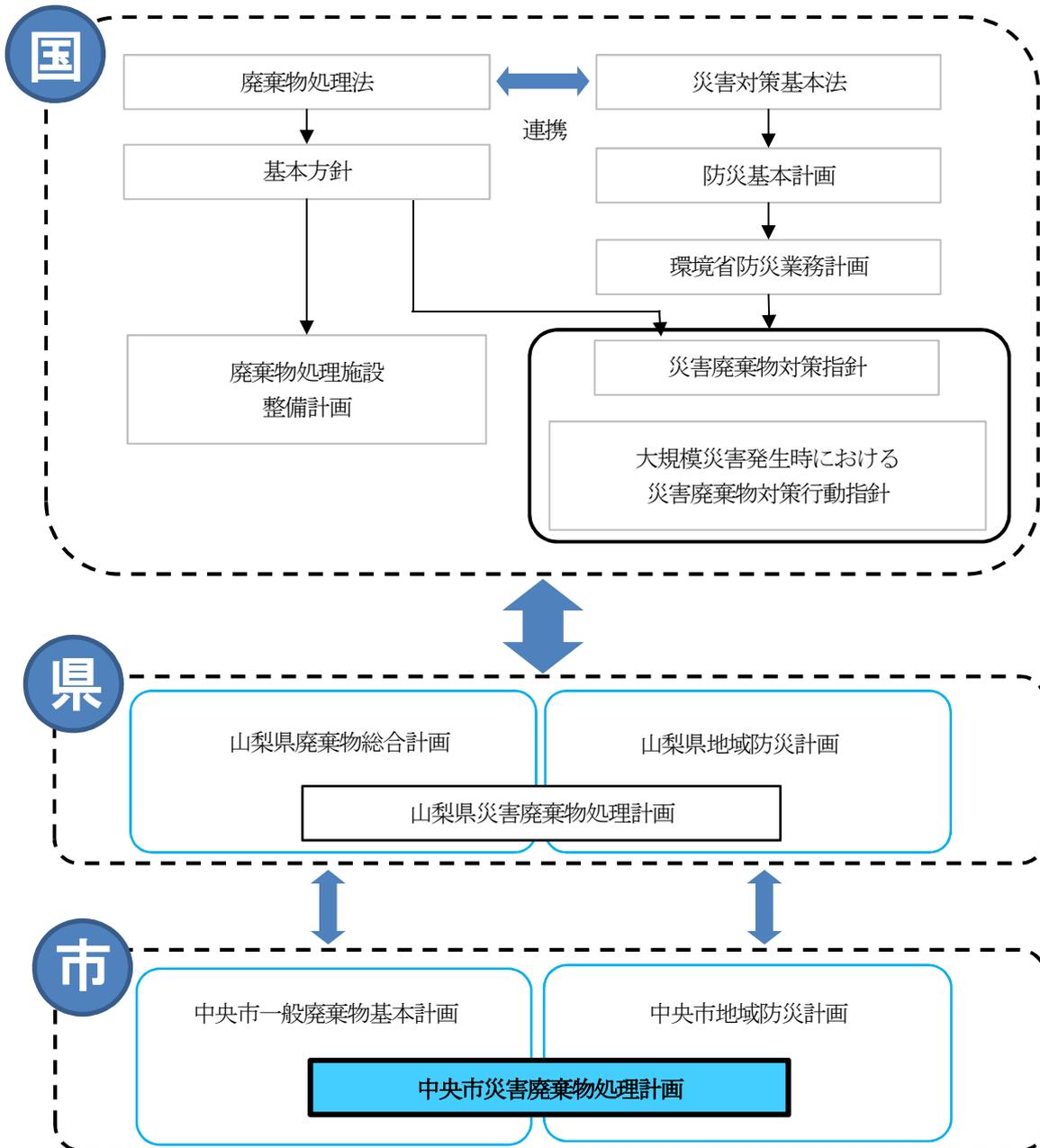
【概要版】

1 目的

2011年3月に発生した東日本大震災や2016年4月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、中央市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、山梨県災害廃棄物処理計画及び中央市地域防災計画と整合を図ります。



3 計画の構成

第1章 総則

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・処理体制
- ・処理の基本方針
- ・計画の見直し
- ・対象とする災害と被害想定
- ・対象とする災害廃棄物の種類

第2章 組織及び協力支援体制

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援（受援）体制
- ・職員への教育訓練
- ・市民への広報・啓発
- ・ボランティアへの啓発

第3章 災害廃棄物処理

- ・一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量
- ・仮設中間処理施設と収集・運搬
- ・処理スケジュール
- ・仮置場（機能・種類・必要面積・管理運営）
- ・収集・運搬
- ・分別・処理・再資源化
- ・広域的な処理・処分
- ・環境保全対策
- ・生活ごみ・避難所ごみの処理
- ・仮設トイレ・し尿の処理
- ・適正処理が困難な廃棄物の処理

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

- ・災害廃棄物処理実行計画
- ・災害廃棄物処理事業費

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

1 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

3 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

5 リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

2 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、山梨県や近隣区市町村等の連携

4 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

6 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

5 対象とする災害と被害想定

本計画は中央市地域防災計画・資料編の想定地震結果に基づいて、本市に最も被害をもたらすと想定されている地震である「釜無川断層地震」を想定して対策を行います。

想定地震	震源	規模	建物被害（棟）	災害廃棄物発生量（t）
釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶライン	M7.4	4,077	263,799

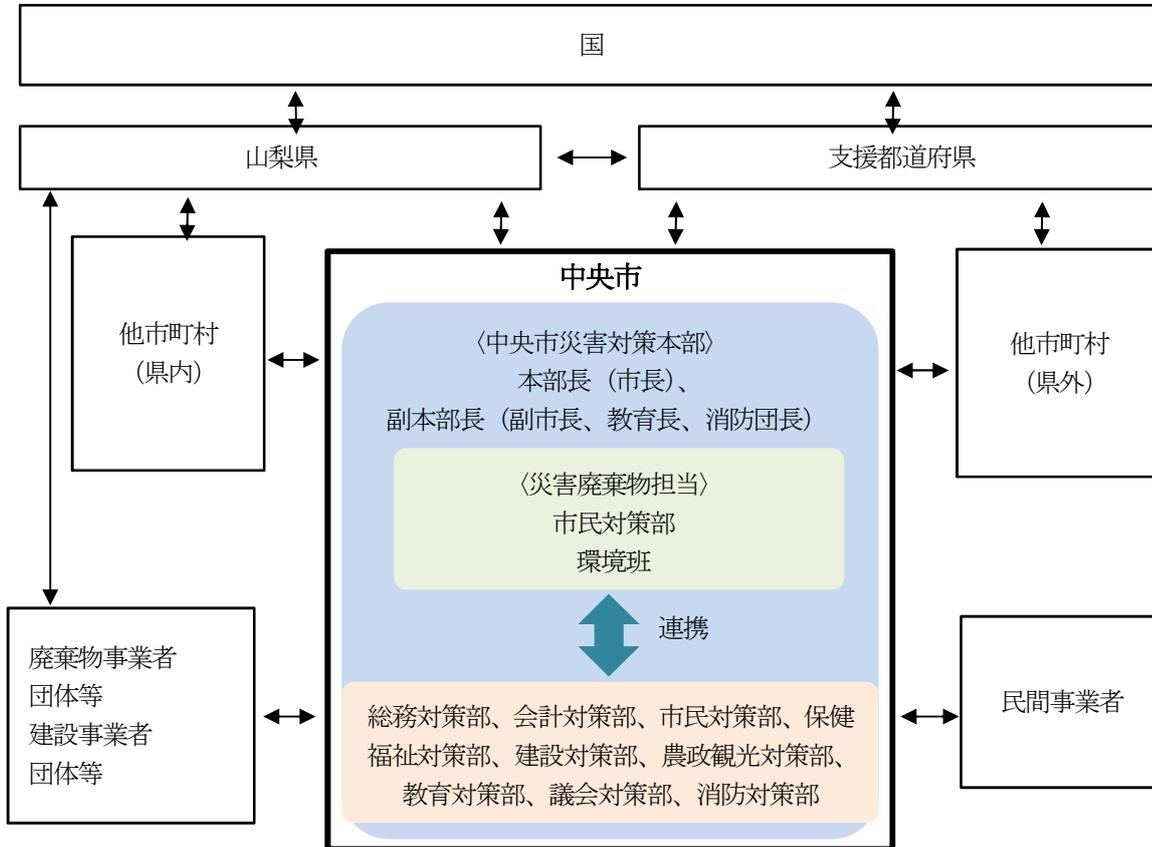
6 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は次のとおりとします。

種類	内容
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB 廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等

7 災害廃棄物処理体制

災害時には、市民対策部環境班が中心となって、関連する対策部と連携し、各業務の遂行にあたります。また、被災状況に応じた、国、県、近隣市町村、民間事業者との協力支援体制を構築し、連携を図ります。



8 災害廃棄物の処理

発災後、本計画をもとに次のとおり、災害廃棄物の処理にあたります。

【処理スケジュール】

No.	業務項目	時間軸				
		初動期	発災から7日程度	応急対応期（前期） 発災後から3週間程度	応急対応期（後期） 発災後から3か月程度	復旧・復興期 発災後から3年程度
1	組織体制	構築	関係機関への要請			
2	情報収集	被災情報・状況の把握				復旧状況の把握
3	処理実行計画		災害廃棄物発生量の推計・処理実行計画の作成			
4	がれき		仮置場への運搬			
5	被災した住民の排出する生活ごみ 避難施設で排出される生活ごみ	収集運搬の実施				
6	仮設トイレ	設置・し尿の収集・処理				
7	仮置場	一次仮置場の設置・運営			二次仮置場の設置・運営	
8	処理	可能な把握	搬入・搬出・中間処理・広域処理			
9	広報	住民への啓発・広報				

【仮置場】

災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合は、被災状況を直ちに把握し、関係機関と調整しながら仮置場の選定を速やかに行います。

・一次仮置場

被災者が自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場であり、発災後速やかに設置します。一次仮置場では搬入される災害廃棄物は適切な分別を行い、円滑な処理及び再資源化に努めます。

・二次仮置場

一次仮置場での処理が困難な場合に設置します。二次仮置場では一次仮置場からの災害廃棄物を集積及び処理し、焼却施設や再資源化施設への拠点として設置します。

〈仮置場の必要面積〉

発災時の災害廃棄物発生量から、必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。 必要仮置場面積=80,057m²以上

9 災害廃棄物処理実行計画

発災後、発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を作成します。本計画において、災害廃棄物の処理を進めるための具体的な方法やスケジュール等を定めます。

計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に関わる精査を行い、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更があった場合には、計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図ります。

中央市災害廃棄物処理計画

令和2年3月

発行・編集 中央市役所 環境課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301-1

電話 055-274-8543